

船橋市生活排水対策推進計画（第3次）



平成29年3月

船 橋 市

はじめに

本年、市制施行 80 周年を迎える船橋市は、人口 62 万人を超える大都市へと着実な発展を遂げてまいりました。大都市でありながらも自然環境に恵まれ、南側には東京湾の貴重な干潟である三番瀬が、北側には谷津田をはじめとする農地、樹林地など豊かな緑があり、都市と自然環境を紡ぐように海老川が彩りを添えながら市中央を流れています。

しかしながら、都市化による発展の歩みによって自然環境に負荷を与え、特に水環境の面では人口急増期に下水道の整備が追い付かず各家庭から排出される生活排水による河川の水質汚濁が問題となりました。こうした問題を解消すべく、本市は平成 5 年 3 月に「船橋市生活排水対策推進計画」を策定し平成 23 年 3 月に見直しを行いました。

この計画のもと、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及および生活排水対策の啓発活動に取り組んできた結果、かつてのような著しい水質汚濁状態から脱し市内河川の水質は大きく改善されていますが、流出先の東京湾、印旛沼では水質環境基準を満足するには至っておらず、その原因は生活排水に含まれる窒素・リンによって引き起こされる富栄養化であるとされています。

このため、流域自治体が一丸となってさらなる生活排水対策に取り組む必要があり、本市もその責務を果たす立場にあります。

以上のようなことから、船橋市総合計画後期基本計画に掲げる「未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち」を目指し、生活排水処理体制をさらに充実させることとして、このたび「船橋市生活排水対策推進計画(第 3 次)」に改訂しました。

本計画の推進により、かつての海老川のように子ども達の水遊びや生きもの探しを楽しむ風景が再び取り戻せるよう、市民・事業者・行政が一体となり取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

船橋市長 松戸 徹

目 次

第1章	計画のあらまし	1
第1節	計画改訂の背景	1
第2節	本計画の位置づけ	2
第3節	関連計画等	3
1	船橋市における生活排水対策に関連する計画	3
2	千葉県における生活排水対策に関連する計画	5
第2章	船橋市の概要	7
第1節	自然的条件	7
1	位置・地勢	7
2	地形・地質	7
3	気象	8
4	土地利用	9
5	人口・世帯数	10
6	河川	11
7	生物生息状況	13
8	三番瀬（さんばんぜ）	14
9	印旛沼（いんばぬま）	17
第3章	水質の状況	21
第1節	水質の状況	21
1	河川の水質動向	22
2	海域の水質動向	29
3	印旛沼の水質動向	33
第2節	水質汚濁防止法等の届出状況及び本市の取組み状況	35
1	届出状況	35
2	取組状況	35
第4章	第2次計画の達成状況	39
第1節	生活排水処理率の達成状況	39
1	公共下水道整備事業の現況	41
2	浄化槽設置状況の現況	42
第2節	汚濁負荷量削減の達成状況	43
第3節	河川環境の回復のための取組み	44
1	雨水浸透機能の確保による水循環の回復	44

2	多自然川づくりの推進	44
3	その他水環境の改善に係る取組み	44
第4節	啓発活動の取組みについて	45
第5節	市民の意識変化	46
1	市政モニターアンケートの概要	46
2	集計結果	46
3	集計結果の評価	49
第6節	課題の抽出	50
1	課題	50
2	生活排水に関する改善策	51
第5章	生活排水対策の実施に関する基本方針	53
第1節	理念・方針の考え方	53
1	理念・目指す方向性	53
2	方針	54
第2節	指標設定及び計画設定の考え方	55
1	水質指標値の設定	55
2	生活排水処理率等の目標	56
3	計画の対象	57
4	計画期間	57
5	進行管理	57
第3節	施策の体系	58
第6章	生活排水処理施設等の整備に関する事項	59
第1節	方針	59
第2節	生活排水処理対策及び汚濁負荷削減の目標	60
1	生活排水処理目標	60
2	汚濁負荷量削減目標	61
第3節	公共下水道の整備と普及	62
1	公共下水道の普及促進	62
2	水洗便所化改造工事資金貸付制度の周知	63
3	下水処理場における高度処理	63
第4節	高度処理型合併処理浄化槽の普及	64
1	高度処理型合併処理浄化槽の普及へむけた取組み	64
第7章	生活排水対策に係る啓発等に関する事項	67
第1節	方針	67
第2節	家庭でできる生活排水対策の推進	68
1	広報紙、ホームページ、本庁舎での情報提供の充実	69

2	イベント等における啓発	69
3	公民館での啓発	69
4	小中学校での啓発	69
第3節	水環境に関する意識の高揚	71
1	イベントの推進	71
2	環境教育の支援	71
第8章	水環境の総合的な改善に関する事項	73
第1節	方針	73
第2節	水環境改善策	74
1	雨水浸透設備の整備による地下水の涵養	74
2	水辺空間の整備と自然浄化機能の回復	75
3	面源系負荷対策による水資源の保全の推進	77
4	生活排水以外の点源系排水対策の推進	77
第3節	関連機関との調整	77
1	庁内関係各課との連携	77
2	近隣市との連携	77
3	関係行政機関との連携	77
	用語集	79
～コラム～		
①	赤潮・青潮について	16
②	アオコについて	19
③	窒素・リンと藻類の増殖による水質汚濁の関係	37
④	単独処理浄化槽と合併処理浄化槽について	52
⑤	日常生活からの汚濁負荷について	70
⑥	多自然川づくりと自然浄化機能	76